

2024年10月3日

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部

会員各位

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部

支部長 森 淳美

### 藤沢労働基準監督署からの緊急要請について

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 会員事業場の皆様におかれましては、日頃より支部活動にご尽力いただき誠に有難う御座います。

さて、本年8月末現在の神奈川県内における労働災害の発生状況において死亡災害が7月3件、8月5件発生し、6月末まで計10件であったところ、2ヶ月でほぼ倍増の18件となる異常な事態となっております。このままでは14次防神奈川計画の本年目標（死亡災害26人以下にする）の達成が危ぶまれるところです。特に、クレーン作業に係る死亡災害が8月に3件発生している状況です。かかる状況から、今般藤沢労働基準監督署署長から当協会に対して別添の「死亡災害防止のための取組の徹底について（緊急要請）」が発せられました。つきましては、会員事業場の皆様におかれましては、労働災害の撲滅に向け、特に下記の基本遵守事項の再確認・徹底を図ってくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 基本遵守事項

1. 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること。
2. ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと。
3. クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的実施すること。また玉掛作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること。
4. 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること。
5. 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること。
6. クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること。
7. 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること（8月に転倒事故が発生しています）。

以上